

脱原発基本法案要綱

一 前文

前文として、次のように定めること。

東日本大震災における原子力発電所の事故から学び取るべきものは何か。世界で唯一の原子爆弾の被爆国でありながら、虚構の安全神話の下で推進してきた我が国の電力政策の見直しが、その重要な課題であることは論をまたない。

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくても、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に

確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

一方、今後の我が国は、低炭素社会を目指すとともに経済の活力を維持することが不可欠である。省エネルギーを一層推進すること、再生可能エネルギー電気を普及させること、発電方式等を高効率化すること、エネルギーの地産地消を促進すること等と併せ、発電に係る事業と送電等に係る事業との分離等のいわゆる電力自由化に関する施策及び原発立地地域の経済雇用対策も重要である。

このような状況に鑑み、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を早期に確立することは緊要な課題である。

ここに、我々は、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図るため、この法律を制定する。

二 目的

(第一条関係)

この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に国民の生命、身体又は財産に重大な危険が生ずること及び経済社会に及ぼす被害が甚大になること、原子力発電の利用を継続した場合に使用済燃

料の長期にわたる保存及び管理が一層困難となること等に鑑み、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発を実現するための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保することを目的とすること。

三 定義

(第二条関係)

- 1 この法律において、「脱原発」とは、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を確立することをいうこと。
- 2 この法律において、「再生可能エネルギー電気」とは、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源を变换して得られる電気をいうこと。

四 基本理念

(第三条関係)

- 1 脱原発は、できれば平成三十二年三月十一日を目標として、遅くとも平成三十七年三月十一日までに、実現されなければならないこと。
- 2 脱原発を実現するに当たっては、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、かつ、二

酸化炭素の排出量の増加ができる限り抑制されるよう、省エネルギーが一層推進されるとともに、再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大が図られるものとする。

- 3 脱原発を実現するに当たって生ずる原子力発電所の立地地域及びその周辺地域の経済への影響については、それが国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。
- 4 脱原発を実現するに際し、発電用原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならないものとする。

五 国の責務

（第四条関係）

- 1 国は、四の基本理念にのっとり、脱原発を実現するための施策を総合的に策定し、脱原発を実現するため、省エネルギーの推進並びに再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力発電所を設置している電気事業者等（以下「原子力電気事業者等」という。）の損失に適切に対処する責務を有すること。

2 国は、四の基本理念にのっとり、脱原発を実現するに当たって原子力発電所の立地地域及びその周辺地域における雇用状況の悪化等の問題が生じないように、エネルギー産業における雇用機会の拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有すること。

六 地方公共団体の責務 (第五条関係)

地方公共団体は、四の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有すること。

七 原子力電気事業者等の責務 (第六条関係)

原子力電気事業者等は、四の基本理念にのっとり、九1の脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有すること。

八 法制上の措置等 (第七条関係)

- 1 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改廃を行わなければならないこと。
- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

九 脱原発基本計画

(第八条関係)

- 1 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発を実現するための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならないこと。
- 2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。
 - ① 発電用原子炉の運転の廃止に関する事項（当該廃止までの間において発電用原子炉の設置の許可及び増設を伴う変更の許可を新たに与えないこととするために必要な措置に関する事項を含む。）
 - ② 電気の安定供給を維持し、及び電気料金の高騰を防ぐために必要な措置（省エネルギーの推進及び化石燃料の適切な調達を含む。）に関する事項
 - ③ 再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大並びにエネルギー源の効率的な利用に関する事項
 - ④ 発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離等の実施に関する事項
 - ⑤ 発電、変電、送電又は配電の用に供する施設によって構成される電力系統の強化等の電気の供給に係る体制の改革に関する事項

- ⑥ 発電用原子炉の運転の廃止を促進するための原子力電気事業者等への支援その他脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力電気事業者等の損失への対処に関する事項
 - ⑦ 原子力発電所の立地地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項
 - ⑧ 使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項
 - ⑨ 発電用原子炉の廃止に関連する放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境の汚染への対処、原子炉において燃料として使用される物質の防護等のための措置に関する事項
 - ⑩ 発電用原子炉の廃止及び⑨に掲げる事項に係る原子力に関連する技術並びにその研究水準の向上並びにそのための人材の確保に関する事項
 - ⑪ その他脱原発の実現に関し必要な措置に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- 4 内閣総理大臣は、3により脱原発基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）と協議するものとするこ

と。

5 原子力規制委員会は、4により内閣総理大臣から協議を求められたときは、必要な協力を行わなければならないこと。

6 内閣総理大臣は、3による閣議の決定があったときは、遅滞なく、脱原発基本計画を公表しなければならないこと。

7 3から6までは、脱原発基本計画の変更について準用すること。

十 年次報告

(第九条関係)

政府は、毎年、国会に、脱原発を実現するための施策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこと。

十一 施行期日

(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。